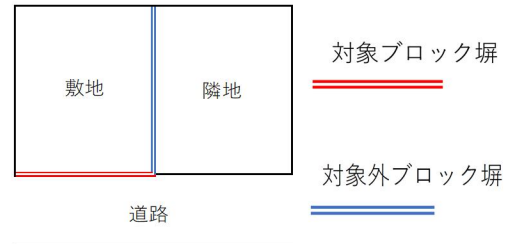


令和8年度 新発田市ブロック塀等撤去工事支援事業補助金のご案内

通学路等の安全を確保するため、地震で倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します

■対象となるブロック塀等（次のすべてに該当するもの）

- ・ **路面からの高さが1.0m以上**の組積造（補強コンクリートブロック造を含む）の塀
- ・ **通学路等の沿道**に設けられたものであること
- ・ **危険性が確認**されるものであること



■補助対象となる撤去工事（次のすべてに該当するもの）

- ・ 対象となるブロック塀等の全撤去又は道路面からの高さを**1メートル未満**とする工事
- ・ 撤去工事施工業者が**市内に本社のある**法人事業者又は**市内に住所を有する**個人事業者であること
- ・ 建物の解体及び土地の販売等を目的とした撤去工事ではないこと

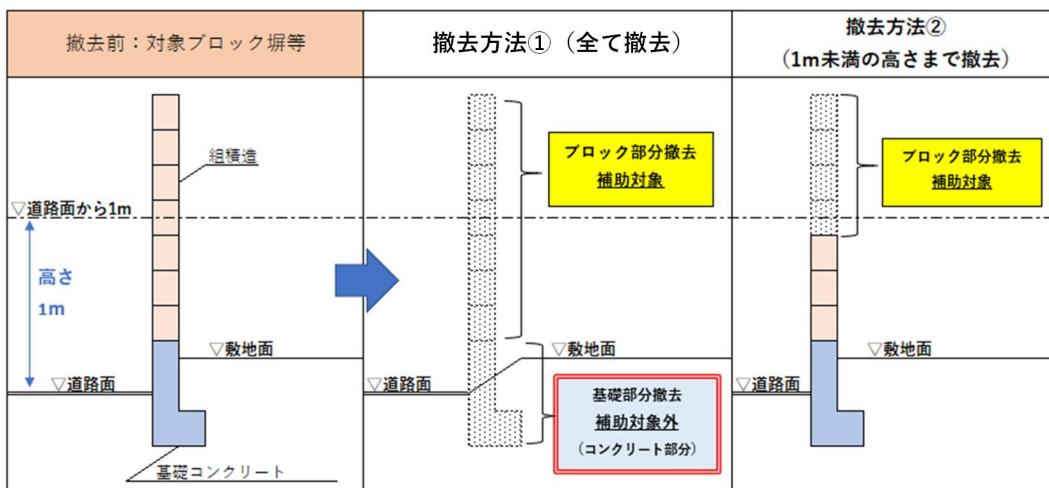
※既に工事中や工事完了後のブロック塀などは対象外です。



出典：日本建築防災協会パンフレット

■補助対象経費

基礎コンクリートなどを除く、ブロック部分の撤去工事費及び処分費
（ブロック部分の撤去費用のみが補助対象経費となります）



基礎コンクリートやコンクリート門柱、フェンスなどの撤去は補助対象外です。ブロック部分以外を撤去する場合は、見積書の中で項目を分けてください（見積業者をお願いしてください）。

■補助金の額

補助対象経費の2/3以内かつ上限15万円（1敷地1回限り）

■募集期間

令和8年5月25日（月）～令和8年6月1日（月）

令和8年度の募集は終了しました

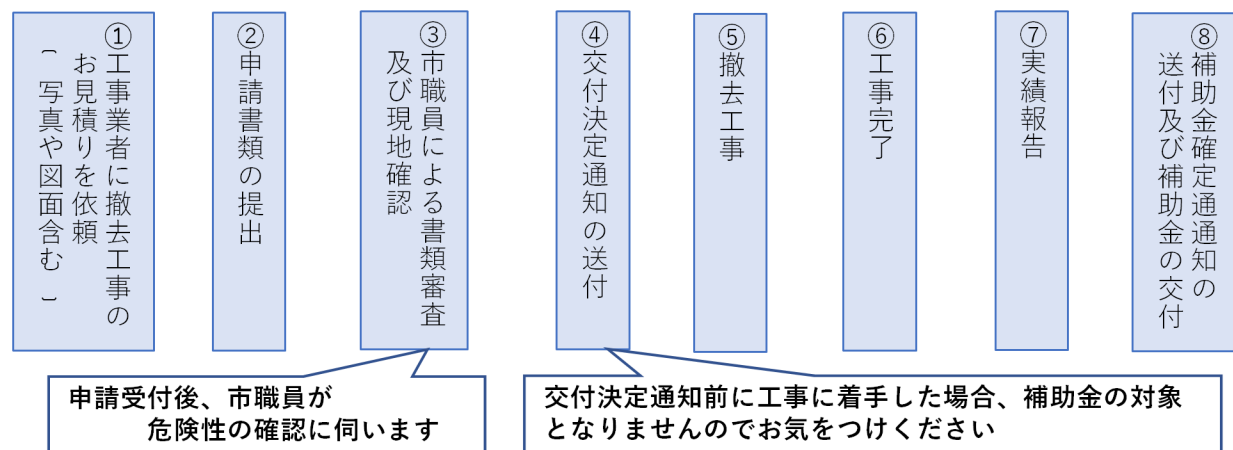
※上記期間内の申請が予定件数を上回った場合は、抽選により決定します。

■募集予定件数

9件程度（R8.5.1現在）

■申し込み方法

申請書類一式を準備し、原則**ご本人**が建築課の窓口へ直接お越しください。



■申請に必要な書類（①～⑤すべて）

①補助金交付**申請書**（申請書は、建築課窓口にあるほか、市ホームページでダウンロードできます。）

②**付近見取図**（設置場所がわかる地図等）

③対象の危険ブロック塀等の**撤去前の写真**

撤去するブロック塀の全景、危険と判断した部分、遠景、近景。

④撤去工事内容を示す**図面又は書類**

撤去するブロック塀の道路面からの高さ、延長、範囲などを記載した図面等。
③の写真を使って、作成（寸法等記載）することも可能。

⑤補助対象経費が確認できる**見積書の写し**

業者名、業者印及び業者所在地が記載された見積書で、全体工事費と補助対象経費が確認できるもの（補助対象外が区分されて積算されているもの）。

